

# 四半期報告書

(第193期第3四半期)

日本ペイントホールディングス株式会社

(E00892)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

**日本ペイントホールディングス株式会社**

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	5
1 【株式等の状況】 .....	5
2 【役員の状況】 .....	8
第4 【経理の状況】 .....	9
1 【四半期連結財務諸表】 .....	10
2 【その他】 .....	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	19

四半期レビュー報告書  
確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年11月14日

**【四半期会計期間】** 第193期第3四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

**【会社名】** 日本ペイントホールディングス株式会社

**【英訳名】** NIPPON PAINT HOLDINGS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 田 堂 哲 志

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区大淀北2丁目1番2号

**【電話番号】** 06—6455—9140

**【事務連絡者氏名】** IR広報部長 持 田 由 希 子

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区南品川4丁目1番15号

**【電話番号】** 03—3740—1110

**【事務連絡者氏名】** 総務人事本部グループマネージャー 永 井 哲 夫

**【縦覧に供する場所】** 日本ペイントホールディングス株式会社総務人事本部(東京)  
(東京都品川区南品川4丁目1番15号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第192期 第3四半期 連結累計期間	第193期 第3四半期 連結累計期間	第192期
会計期間	自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
売上高 (百万円)	452,772	471,078	605,252
経常利益 (百万円)	58,731	55,993	76,820
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	25,236	26,514	37,123
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	41,376	28,445	66,970
純資産額 (百万円)	603,439	632,029	629,408
総資産額 (百万円)	912,464	917,771	920,591
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	78.69	82.68	115.76
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	78.68	82.66	115.74
自己資本比率 (%)	53.3	55.4	54.8

回次	第192期 第3四半期 連結会計期間	第193期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	30.53	25.43

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は下記のとおりです。  
(技術供与契約)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約期間	契約の概要
日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社	P. T. NIPSEA PAINT AND CHEMICALS	インドネシア	平成30年1月1日より平成34年12月31日まで	塗料の製造、販売、応用ノウハウ実施権の提供。
日本ペイント株式会社	P. T. NIPSEA PAINT AND CHEMICALS	インドネシア	平成30年1月1日より平成34年12月31日まで	塗料の製造、販売、応用ノウハウ実施権の提供。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の対象期間は、平成30年1月から9月までの9ヶ月間であります。

当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、連結売上高は4,710億78百万円（前年同期比4.0%増）となりました。連結営業利益は原材料価格上昇の影響などにより508億10百万円（前年同期比10.0%減）となりました。連結経常利益は中国で環境規制に伴う工場退去の補助金収入などがあったものの、連結営業利益減少に伴い559億93百万円（前年同期比4.7%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、連結経常利益減少の影響があったものの、寝屋川事業所閉鎖による土地売却などの固定資産売却益を計上したこともあり265億14百万円（前年同期比5.1%増）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

#### 《日本》

当地域では、自動車用塗料の売上高については、自動車生産台数が前年同期をわずかながら下回るなか、高意匠・高付加価値塗料の出荷が好調に推移したことや、市場シェア拡大に努めたことなどから、前年同期を上回りました。工業用塗料の売上高については、建材向け塗料の出荷が市況の影響を受け伸び悩んだことなどから、前年同期を下回りました。汎用塗料の売上高については、市況が低調に推移するなか、新製品投入等によりリテール領域の市場シェア拡大に努めたことなどから前年同期をわずかながら上回りました。また、その他塗料の売上高については、船舶用塗料における市況低迷や、前年同期に大型塗装設備工事の売上を計上したことから、前年同期を下回りました。

これらにより、当地域セグメントの連結売上高は1,301億49百万円（前年同期比0.5%減）となりました。また、連結営業利益は、原材料価格上昇や販売管理費増加の影響などにより339億23百万円（前年同期比3.8%減）となりました。連結営業利益には海外グループ会社からの受取配当金140億12百万円（前年同期は125億43百万円）が含まれております。なお、この受取配当金は内部取引として、全額「セグメント間取引消去その他の調整額」として消去されます。

#### 《アジア》

当地域では、中核地域である中国において、自動車用塗料の売上高については、自動車生産台数が前年同期をわずかながら上回るなか、中国系顧客向けの事業拡大に加え、日系や韓国系顧客の生産が好調に推移したことにより、前年同期を上回りました。汎用塗料の売上高については、住宅投資規制の強化により、不動産市況が低調に推移するなか、建築外装用塗料を主力とする領域において重点顧客への売上が拡大したことなどから、前年同期を上回りました。工業用塗料の売上高については、建材向け塗料などの出荷が市況の影響を受け伸び悩んだことなどから、前年同期を下回りました。

中国以外のアジア地域では、自動車用塗料の売上高については、タイで自動車生産台数が増加したことなどから、前年同期を上回りました。汎用塗料の売上高については、シンガポールやベトナム、マレーシアにおいて好調に推移しました。

これらにより、当地域セグメントの連結売上高は2,739億58百万円（前年同期比4.8%増）、連結営業利益は原材料価格上昇の影響などにより、281億73百万円（前年同期比7.9%減）となりました。

#### 《米州》

当地域では、中核地域であるアメリカにおいて、自動車用塗料の売上高については、自動車生産台数が前年同期並みで推移するなか、日系顧客の生産台数減少に加え、為替変動の影響を受けたことにより、前年同期を下回りました。汎用塗料の売上高については、前年3月に建築用塗料メーカーのDUNN-EDWARDS CORPORATION（以下、DE社）を連結子会社としたことから、前年同期を上回りました（前年同期は7ヶ月分のみ計上）。

これらにより、当地域セグメントの連結売上高は566億83百万円（前年同期比12.9%増）、連結営業利益は28億48百万円（前年同期比3.0%増）となりました。なお、前年同期はDE社取得時の関連費用を計上しております。

#### 《その他》

当地域では、自動車用塗料について、域内における自動車生産台数が前年同期を下回るなか、日系や仏系顧客への出荷が好調に推移したものの、連結売上高は102億86百万円（前年同期比1.0%減）、連結営業利益は原材料価格の上昇やプロダクトミックス悪化の影響などにより2億27百万円の営業損失（前年同期は3億22百万円の営業利益）となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末と比較して28億20百万円減少し、9,177億71百万円となりました。流動資産につきましては、前連結会計年度末と比較して117億82百万円増加しておりますが、主な要因は、有価証券が減少した一方で、現金及び預金や売上債権が増加したことなどによるものです。また、固定資産につきましては、前連結会計年度末と比較して146億2百万円減少しております。主な要因は、償却に伴う商標権やのれんの減少、株価の下落による投資有価証券の減少などによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して54億40百万円減少し、2,857億41百万円となりましたが、主な要因は、借入金や繰延税金負債の減少などによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して26億20百万円増加し、6,320億29百万円となりました。主な要因は、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定、非支配株主持分が減少した一方で、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことなどによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の54.8%から55.4%となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は118億95百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	325,402,443	325,402,443	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	325,402,443	325,402,443	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成30年6月22日
新株予約権の数	108個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,800株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年7月10日から平成60年7月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり4,011円 資本組入額 1株当たり2,006円 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約



権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日後3年間は新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
- (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）2に定められた事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
下記（注）5に定められた事項に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記（注）3に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	—	325,402	—	78,862	—	78,335

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成30年6月30日の株主名簿により記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成30年6月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,701,100	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 105,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 320,453,200	3,204,532	—
単元未満株式	普通株式 142,543	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	325,402,443	—	—
総株主の議決権	—	3,204,532	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成30年6月30日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する 所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 日本ペイント ホールディングス株式会社	大阪市北区大淀北2丁目1番 2号	4,701,100	—	4,701,100	1.44
(相互保有株式) 株式会社タイヨーマリス	東京都中央区日本橋茅場町3 丁目9番10号	105,600	—	105,600	0.03
計	—	4,806,700	—	4,806,700	1.47

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	103,007	119,294
受取手形及び売掛金	153,922	165,959
電子記録債権	15,402	16,185
有価証券	37,477	25,054
たな卸資産	68,406	68,565
繰延税金資産	7,278	7,308
その他	20,800	17,203
貸倒引当金	△4,394	△5,889
流動資産合計	401,900	413,682
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	64,029	64,270
その他（純額）	78,850	81,538
有形固定資産合計	142,880	145,808
無形固定資産		
のれん	197,051	187,625
商標権	61,870	59,368
その他	54,295	52,104
無形固定資産合計	313,216	299,099
投資その他の資産		
投資有価証券	57,619	54,170
繰延税金資産	1,143	890
その他	3,912	4,160
貸倒引当金	△82	△41
投資その他の資産合計	62,593	59,179
固定資産合計	518,690	504,088
資産合計	920,591	917,771

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	79,940	79,966
電子記録債務	22,380	21,759
短期借入金	25,354	27,427
未払法人税等	6,046	4,906
製品補償引当金	2,340	312
その他	63,150	73,868
流動負債合計	199,212	208,241
固定負債		
長期借入金	31,741	21,905
繰延税金負債	33,337	31,706
役員退職慰労引当金	191	187
環境対策引当金	264	301
退職給付に係る負債	17,398	16,539
その他	9,037	6,861
固定負債合計	91,970	77,500
負債合計	291,182	285,741
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	78,862	78,862
資本剰余金	63,262	63,229
利益剰余金	385,369	397,773
自己株式	△6,454	△6,458
株主資本合計	521,040	533,406
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,068	10,368
為替換算調整勘定	△25,387	△32,660
退職給付に係る調整累計額	△3,384	△2,738
その他の包括利益累計額合計	△16,703	△25,030
新株予約権	136	179
非支配株主持分	124,934	123,474
純資産合計	629,408	632,029
負債純資産合計	920,591	917,771

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
売上高	452,772	471,078
売上原価	268,090	287,247
売上総利益	184,682	183,831
販売費及び一般管理費	128,214	133,020
営業利益	56,467	50,810
営業外収益		
受取利息	857	839
受取配当金	583	655
持分法による投資利益	847	837
補助金収入	471	3,511
その他	2,119	2,411
営業外収益合計	4,879	8,256
営業外費用		
支払利息	838	939
為替差損	1,052	1,193
その他	723	941
営業外費用合計	2,615	3,074
経常利益	58,731	55,993
特別利益		
固定資産売却益	35	4,136
その他	4	109
特別利益合計	40	4,245
特別損失		
固定資産除売却損	505	569
その他	28	15
特別損失合計	533	585
税金等調整前四半期純利益	58,238	59,653
法人税等	17,690	17,899
四半期純利益	40,547	41,753
非支配株主に帰属する四半期純利益	15,310	15,238
親会社株主に帰属する四半期純利益	25,236	26,514

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
四半期純利益	40,547	41,753
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	249	△1,788
為替換算調整勘定	△1,246	△11,389
退職給付に係る調整額	1,694	630
持分法適用会社に対する持分相当額	131	△760
その他の包括利益合計	828	△13,308
四半期包括利益	41,376	28,445
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	25,579	18,186
非支配株主に係る四半期包括利益	15,796	10,258



【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
減価償却費	13,112百万円	14,007百万円
のれんの償却額	8,597百万円	8,990百万円
負ののれんの償却額	3百万円	3百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	6,414	20.00	平成28年12月31日	平成29年3月30日	利益剰余金
平成29年8月8日 取締役会	普通株式	6,414	20.00	平成29年6月30日	平成29年9月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年3月28日 定時株主総会	普通株式	7,055	22.00	平成29年12月31日	平成30年3月29日	利益剰余金
平成30年8月8日 取締役会	普通株式	7,055	22.00	平成30年6月30日	平成30年9月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成29年1月1日至平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	日本	アジア	米州	計		
売上高						
外部顧客への売上高	130,828	261,327	50,221	442,378	10,394	452,772
セグメント間の内部売上高 又は振替高	28,333	3,870	119	32,322	655	32,978
計	159,162	265,197	50,340	474,701	11,049	485,750
セグメント利益	35,273	30,577	2,766	68,618	322	68,941

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、欧州等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容  
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	68,618
「その他」の区分の利益	322
セグメント間取引消去その他の調整額	△12,473
四半期連結損益計算書の営業利益	56,467

(注) 「セグメント間取引消去その他の調整額」には、セグメント間の受取配当金が含まれております。

3. 製品及びサービスに関する情報

(単位:百万円)

外部顧客への売上高	金額	前年同期比(%)
塗料	438,687	—
自動車用	109,219	—
汎用	233,076	—
工業用	55,228	—
その他塗料	41,163	—
ファインケミカル	14,084	—
合計	452,772	—

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前連結会計年度において、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。このため、当第3四半期連結累計期間は比較対象期間が異なることから、対前年同期比については記載しておりません。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	日本	アジア	米州	計		
売上高						
外部顧客への売上高	130,149	273,958	56,683	460,792	10,286	471,078
セグメント間の内部売上高 又は振替高	29,891	2,816	175	32,882	555	33,438
計	160,040	276,775	56,859	493,674	10,841	504,516
セグメント利益又は損失(△)	33,923	28,173	2,848	64,945	△227	64,717

（注） 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、欧州等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容  
（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	64,945
「その他」の区分の損失(△)	△227
セグメント間取引消去その他の調整額	△13,907
四半期連結損益計算書の営業利益	50,810

（注） 「セグメント間取引消去その他の調整額」には、セグメント間の受取配当金が含まれております。

3. 製品及びサービスに関する情報

（単位：百万円）

外部顧客への売上高	金額	前年同期比(%)
塗料	456,597	4.1
自動車用	119,041	9.0
汎用	245,307	5.2
工業用	51,304	△7.1
その他塗料	40,944	△0.5
ファインケミカル	14,481	2.8
合計	471,078	4.0

（注） 金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	78.69円	82.68円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	25,236	26,514
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	25,236	26,514
普通株式の期中平均株式数(千株)	320,703	320,701
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	78.68円	82.66円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	47	59
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの 概要	—	—

## 2 【その他】

第193期(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)中間配当について、平成30年8月8日開催の取締役会において、平成30年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	7,055百万円
② 1株当たりの金額	22円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年9月6日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月14日

日本ペイントホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 基 博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹 下 晋 平 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 原 亨 成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ペイントホールディングス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ペイントホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## その他の事項

会社の平成29年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成29年11月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成30年3月29日付けで無限定適正意見を表明している。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。





**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年11月14日

**【会社名】** 日本ペイントホールディングス株式会社

**【英訳名】** NIPPON PAINT HOLDINGS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 田 堂 哲 志

**【最高財務責任者の役職氏名】** 代表取締役常務執行役員 南 学

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区大淀北2丁目1番2号

**【縦覧に供する場所】** 日本ペイントホールディングス株式会社総務人事本部(東京)  
(東京都品川区南品川4丁目1番15号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長田堂哲志及び当社最高財務責任者南学は、当社の第193期第3四半期(自平成30年7月1日 至平成30年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。